

大田市可燃物収集運搬等業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、可燃物収集並びに運搬及び施設運転管理業務を円滑に実施できる事業者を、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)により選定するため必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

1 業務の概要

(1) 業務名

大田市可燃物収集運搬等業務委託

(2) 業務の内容

1. 可燃物収集業務

市内の決められた収集場所を回り、可燃物を収集車で収集する。

2. 運搬業務

大田可燃物中間処理施設で集積された可燃物を大型塵芥車で邑智クリーンセンターへ運搬する。

3. 施設運転管理業務

大田可燃物中間処理施設において、受付、受入指導、クレーン操作等を行う。

※詳細については、「大田市可燃物収集運搬等業務委託仕様書」(別紙1)による。

(3) 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

なお、契約締結日から令和9年3月31日までの間を事前準備期間とする。

2 提案上限額

(1) 提案上限額

138,820 千円(消費税額及び地方消費税相当額を含む。)

※ この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案事業に係る事業費は、上記の提案上限額を超えてはならない。ただし、業務期間内の年度ごとの金額を見積りにより調整することがある。

(2) 事前準備期間に必要な費用

事前準備期間に必要な費用については、事業者の負担を前提とするが、別途協議の上決定する。

(3) 契約行為

企画提案による選定者は、本事業の事業実施予定者として特定するが、契約条件について相互確認のうえ、改めて見積を依頼するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

第7条第1項の規定により大田市長から一般廃棄物収集運搬業者としての許可を受けている法人又はその共同企業体等(契約締結日までに設立予定の場合を含む。)であって、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 大田市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5) 国税(法人税及び消費税)、都道府県税(事業税及び都道府県税)、市税等を滞納していない者であること。
- (6) 共同企業体等の場合、構成するすべての業者が大田市長から一般廃棄物収集運搬業者としての許可を受けている法人であり、上記(1)から(5)の条件を全て満たしていること。

4 プロポーザルの手続等

(1) 担当部署

〒694-0031 島根県大田市静間町1797-20

大田市役所 環境生活部 環境政策課 衛生処理場(担当:橘)

TEL:0854-82-6749

FAX:0854-82-6231

E-mail:so-eisei@city.oda.lg.jp

(2) スケジュール(現在の予定であり、変更する場合は、参加表明書提出者へ別途通知する。)

	項 目	日 程
1	実施要領等の公表	令和8年1月30日(金)
2	質問書の提出期限	令和8年2月10日(火)
3	質問に対する回答	令和8年2月13日(金)
4	参加表明書等の提出期限	令和8年2月19日(木)
5	資格審査結果の通知	令和8年2月24日(火)
6	企画提案書等の提出期限	令和8年3月 5日(木)
7	審査委員会(プレゼンテーション)	令和8年3月13日(金)
8	審査結果の通知、公表	令和8年3月18日(水)

(3) 実施要領等の配布方法

① 配布期間

令和8年1月30日(金)から令和8年2月19日(木)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

② 配布方法

上記「(1)担当部署」に電子メールにより資料請求するか市公式ホームページに掲載する資料をダウンロードする。

5 参加申込

「3 参加資格」に掲げる条件を全て満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添えて、持参又は郵送(必着)するものとする。

① 大田市一般廃棄物処理業許可証(収集運搬業)の写し

② 国税及び地方税の完納証明書等(国税:納税証明書【その3の3】、島根県税:納税証明書、大田市税:完納証明書)

なお、共同企業体等での参加の場合は、委託業務共同企業体協定書(様式第2号)を予め締結し、委任状(様式第3号)を添えて提出するものとする。ただし、委託業務共同企業体協定書(様式第2号)の第4条の設立年月日は、本業務の委託契約の締結日までに設立しなければならない。

提出期限までに到着しないものは、いかなる理由があっても無効とする。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、提出期限までに必着。郵便事故については参加者の責任とする。

(4) 提出期限

令和8年2月19日(木)午後5時まで(必着)

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

(5) 提出先

「4 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和8年2月24日(火)午後5時までに、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

(7) 辞退届

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式第4号)を提出すること。

6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式第5号)により提出すること。

※口頭による質問の受付は行わない。

(1) 提出期間

令和8年1月30日(金)から令和8年2月10日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。

※通信事故については、市では責任を負わないので、必要に応じて電話での受付確認を行うこと。

(3) 提出先

「4 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。

(4) 回答方法

令和8年2月13日(金)午後5時までに、市公式ホームページに掲載する。

7 企画提案書の作成方法

別途定める「大田市可燃物収集運搬等業務委託公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」(別紙2)のとおり。

8 事業実施予定者の選定方法

別途定める「大田市可燃物収集運搬等業務委託公募型プロポーザル審査要領」(別紙3)のとおり。

9 審査結果の公表

受託候補者選定後、すべての参加者に通知するとともに、市公式ホームページ上で公表するものとする。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしに本プロポーザル審査以外には使用しない。

(3) 提出された企画提案書は、大田市情報公開条例(平成17年条例第10号)に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条各号に掲げる非開示情報を除き、原則開示するものとする。

11 契約の締結

受託候補者と企画提案書に記載された項目に基づき協議し、協議が整い次第、当該契約を締結するものとする。

なお、受託候補者との協議が整わなかった場合は、次点の事業者と同様の協議を行う。

12 問い合わせ先

「4 プロポーザルの手続等」の「(1) 担当部署」に同じ。